

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 芝山工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 4-3技術提案書の作成(様式-提案2)	「1 提案において、複数の施工技術を用いた技術提案であると認められた場合は、記載順に1 施工技術を評価する。ただし、複数の施工技術を組み合わせなければ効果が発揮出来ないなど一体不可欠の内容となつてゐる場合は1 提案とみなし評価する。」との記載がありますが、当方が一体不可欠の内容と考える3つの施工技術を用いた1提案を記載したときに、3つ目の施工技術のみが一体不可欠ではないと貴社が評価した場合には、記載順に1つ目と2つ目の施工技術を組み合わせた1提案として評価されるのでしょうか。	入札公告(説明書)4-6.(3)⑧に示すとおりです。
2	入札公告(説明書) 4-2技術評価の評価項目等	「盛土施工時における盛土のり面部の品質確保(※2)のための施工上の方策に関する提案 ※2 締固め、のり面保護に関する内容」と記載がありますが、ここで言う「のり面部」の範囲はのり面表面だけを指すのでしょうか。もしくはのり面表面からどのくらいまでの範囲を定義されているのでしょうか。ご教示下さい。	盛土のり面全体とお考えください。